會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十五第

月 七 年 六 十 和 昭

					月	-ŧ		手 7	* -	**	FD	昭				
	外國雜誌論題	彙報	附錄	法幣と匯劃	廣域經濟の條件	會計學に於ける概念と用語の問題…	說苑	出産男女別の統計的研究	商工組合中央金庫について	アダム・スミスは繁愛國心と人類愛…	チュウドル王朝の海運政策	研究	ナチス經濟團體の成立	明治初年の諸藩の商社	日本的經濟原理	論
	*			經濟學博士 小島昌太郎	經濟學士上杉正一郎	經濟學士尾 上 忠 世		經濟學士 青盛和 拼	經濟學士 田 杉 英	經濟學士白杉庄一即	經濟學士 佐 波 宣 不		經濟學士 静 田 也	經濟學士 堀 江 保 葉	經濟學博士 柴 田 型	
IL			_	郎	鄓	雄		雄	競	鄓	平		均	藏	敬	

商 工組合中央金庫に

田

競

杉

統制の强化とともに組合の積極的活動が要求されたため、 樞金融機關として設けられたものである。 |聯合會又は漁業組合聯合會及び漁業協同組合に對する資金供給及び調節を目的とするに對して、 十二月二十日より事業を開始した。 同聯合會、 商業小組合、 産業組合中央金庫が産業組合系統の中樞金融機關として産業組 既に設立以來四年餘を經て漸く事業基礎を確立したのみならず、 工業組合、 同聯合會、 中央金庫の發展は最近殊に目覺しきものがある。 工業小組合、 貿易組合及び同聯合會に對する中 商工 組 合及びそ 合中央

'n

商工組合中央金庫は昭和十一年五月の商工組合中央金庫法

(法律第十四號)に基いて同年八月十二日に設立せら

金庫は商業組合、

くその金融的活動の内容と最近の狀況を明らかにしたい。

工業組

合の

金融問題を論じた事が

あつ

たが1)

中央金庫の研究を加

へて初めて全きを得るのであるから、

茲に少し

工業組合聯合會、 ル 商工組合中央金庫法第一條によれば「商工組合中央金庫ハ商業組合、 金融ノ凰滑ヲ圖 工業小組合、 ル爲必要ナ 貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯 ル業務ヲ營ムコトヲ目的トス」と定められ、 商業組合聯合會、 政府出資五百萬園と所 商業小組 屬組 合 工業 合 合會 0) 組合 出 對 澬

商工組合中央金庫について

第五十三卷

七五

箅

七

ス

拙稿、中小工業統制組織と金融問題(經濟論叢、第52卷第4號)。 I)

經濟

七六 第一號

七六

名

第五十三卷

古屋、神戸、 とを以て現在千六百萬圓の資本金 福岡、 福島、 富山、札幌、 (辨込濟、 **慶島の八ヶ所に支所を置く。早くより日本興業銀行が中小工業金融に力** 八百二十七萬五千圓) を擁する。 營業所は東京に本所を置き、 大阪、

多く、本支所を同行の内部に設け、又最近まで同行の人員をして一部その事務を兼ねしめて來た。然し今日に於 ひいて組合に對しても相當の貸付額を示してゐたが爲め中央金庫は設立當初よりぞの助力に負ふととろ

商工組合中央金庫は之に出資加入せる商業組合、 工業組合、 貿易組合及び同聯合會等に對する金融機關であ

ては兩者はよく協調を保ち、一は個人貸付、他は組合貸付と分野を劃して活動を續けてゐる。

に限り、 即ち所屬組合及び聯合會に對して資金の融通を與へるを本則とし、出資せざる組合に對しては餘裕金ある時 短期貸付 (期限一ヶ年以内、金額五萬圓以内)をなし得ること、されてゐる。 從つて貸付業務は左の如く規定

所屬組合又は所屬聯合會に對し擔保を徵せずして五年以内の定期償避貸付を爲すこと 所屬組合又は所屬聯合會に對し擔保を徵せずして二十年以内の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還貸付を爲すこと

されてゐる(商工組合中央金庫法第二十八條及び定款第二十一條)。

所屬組合叉は所屬聯合會に對し手形の割引叉は當座預金貸越を爲すこと

し必要ありと認むるときはこれらの場合擔保を徴しても差支ない。 預金業務については預金者をかくの

商業組合、 商業組合聯合會、 商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、 貿易組合、貿易組合聯合會、 自動車運送

所屬組合に限定せず、

業組合、 自動車運送事業組合聯合會、公共團體其の他營利を目的とせざる法人よりの預金の受入を爲すこと」 又附隨業務は次の如きものが認められてゐる。

所屬組合又は所屬聯合會の爲に荷爲替手形に關する保證業務を爲すこと

所屬組合又は所屬聯合會の爲に內國爲替業務を爲すこと

=所屬組合又は所屬聯合會の爲に有價證券の保護預り又は委託賣買を爲すこと

所屬組合又は所屬聯合會の爲に其の出資辨込金の受入又は其の配當金の支拂の取扱を爲すこと

たる有價證券の買入を爲すこと及び、大藏省預金部若は主務大臣の認可を受けたる銀行への預金又は郵便貯金と 餘裕金の運用は前述の非所屬組合に對する短期貸付のほか、國債證券、 地方債證券又は主務大臣の認可を受け

爲すことに限定される(同法第二十九條及び定款第三十條)。

る。尤も貸付に用ふべき査金の調達については、 商工組合中央金庫はその業務を以上の貸付、預金及び附隨業務に限定され、他のものは全く之を禁ぜられてゐ 上述の出資金及び預金に俟つばかりでなく、拂込資本金額の十

倍までの商工債券の發行及び借入金によることが出來る。

ることとする。 かくて商工組合中央金庫は所屬組合に對する貸付をその中心業務としてゐるから、之について少しく詳細に見

額を辨濟せしむるものであり、 貸付を形式の方面から見ると定期償還貸付と割賦償還貸付とに分たれる。定期償還貸付は期限到來とともに全

置期間一年以内)、月賦、半年賦又は年賦の普通割賦貸付と、「) 付とある。又割賦償還貸付は年賦、半年賦、月賦の方法により分割償還せしむるもので、一 一期限五年以内の證書貸付と、一期限一年以内 (手形期日は九十日以内)の手形貸 期限五年を超え二十年以内 (据置期間五年以內)、 期限五年以內

锯 月

半年賦又は年賦の特別割賦賃付との別がある。期限五年を以て普通割賦賃付と特別割賦賃付とを分つのは、

商工組合中央金庫について

赋、

勞五十三卷 七七 七七七

Ŀ

後者の總 ふ制限があるからである。 额 が 拂込資本金額 及び 商 Ī (割引商工債券を除く) 0) 合計 額 の二分の を超ゆ ることを得

<u>ہ</u>

る。 手形 何 n の割引 の形式 は にせよ 所屬組合並 組合に對する貸出(貸付、 に所屬聯合會受取りの商業手形に限り 手形の割引又は保證) 行 は چُ 應 期 限 二百萬圓を最高限度とした は原則として九十 日以内とされ <u>-</u> ゐ

人連帶 瑣 łζ 件としたるに對 は ついては中央金庫 央金庫の貸出方法にて特異性あるは極度契約である。 部除 保證 カ を求 n న్త Ŋ L て、 限度内で 極度契約を昭和十三年末より實施した所以である。 と組合との間 組 合側 Ō より手續の煩瑣及び理事者の責任過重とい 個 ν<u>Έ</u> × の貸付 定期 間につい の場合に は て豫め最高限度の契約を爲し置き、 理 事 從來中央金庫 人の署名にて足ること」 極度契約の期限は原則として一ケ年 の貸出が組合理事者の ふ苦情が 述べ j 5 'n ح 'n ば の時に組合理 た。 個人連帶 少くとも手續 之が爲め 事 短期 保證 者 を飲 0 資 Ø) 煩 個 金

限度 る から短期資金のために利用せ は借入金額 の累計 を抑 \wedge るものでなく、 られ、 制度は常座貸越の如く預金の存在を前提としない點で之と異る。 貸付は九十日以內 借入金現在高を劃するに過ぎない 0 手形を中央金庫が割引くといふ形式で行はれ から、 期限内は適宜 Ø 숲 額 る。 づ 最高 ١ 反

對して約二〇%、 復利用出來るわけである。 現在極度契約は相當の 短期資金貸出高に對して五三%を占める。 利 崩 ح を見、 Ø 之に悲く貸出 る る2) 髙 は 昭 和 + 五年八 極度契約額に對する實際の貸出現在高 月末に 於て (本所のみに つ V٦ E

六割程度であつたが、

最近は八、

貸出を用途別に見るときは次の

五種 九割に

となる。 上つて

組

合の共同設備に對する長期資金

合は最 合計 Ţ 初

貸 O

高

- 商工組合中央金庫、南工金融、第3卷第9號。 I)
- z) 商工組合中央金庫談。

割 畄

= 組 슦 の共 同仕入事業 Ø ため の短期資 金

Ξ 組 合の共同販賣事業の ため の短期資

五. 匹 其 組 合が 組 合員に對する金融を行ひ、 例 へば 組 合が 讽 Ŀ の如き事業のため起したる舊債の整理資金など 又聯合會が組合に對する資金の供給を行ふための資金、 卽ち轉貸資金

同 金とが大部 販賣資金の融通が多かつたが、 ح n らの中、 分を占める 當初は商業組合及び工業組合の共同仕入資金に對する貸出 (この點につきては更に後述)。 最近は物資配給統制に件ふ共同仕入資金と轉業の爲めの共同作業場に對する資 か くてこれら資金用 途 は が最も多く、 # 小 商工業政策を直接 之に次い でエ に反 業組 眏 Ø 中 夹

態であるか。 以上の如き融通 元 來 商 に對して商工組合中央金庫 工業組合のうち金融事業を行へるものはさして多くなく、 は 如何に資金を調達してゐるか、 殊 即ち金庫の資金構成 に最近の如く統制 ü のた 如 B 何 ó なる状 組

國策的金融機關の色彩を強くするに至つた

央金庫は近來頓に貸出額を增大すると共に、

借入金によつて得たる資金が中心をなしてゐる。 運用概況の貸方を以てこの點を分析すれば下表の如くなる。 自身の信用に くもない。 る差異がある。 激増せる場合には、 從つて或は 商工組合申央金庫について と の より外部から調達したる資金を組合に供給するところに特 點に 商工債券を發行 即ち商工業組合相互間の金融の調節を圖るよりも、 おい 貸出に比して商工業組合よりの預金は多きを期待し得べ --般銀行は勿論、 Ļ 或は日 本興業銀行その他 産業組合中央金庫に比しても大 V ま昭 和十六年四月末 Ø 金 融機關 第五十三 中央金庫 色が の資金 より あ Ö な Ł 商工組合中央金庫運用資金 九 (單位千圓) 政府拂込濟出資金 5,000 第 組合拂込濟出資金 3,275 號 52,053 發 行 高 Ŀ ŋ 8,065 預 金 九 俈 入 金 20,588 假 受 2,255 金

る。

が

八〇

五.

 $\overline{+}$

 \equiv

部 あ 形 6 金 商 0) 資金 Ï る。 式によつて貨付け、 は營業用財産等に用 の借入金が約二千 債券によつて得られる資金は次の如 んによ は商工債券の發行により預金部、 實際の貸付形式は何れの場合も大差はないのであるが、 蓋し商工組合中央金庫は凡そ二系統の資金を調達し之を異つた形式で貸付ける。 の場合は ñ ば商工 預金部が 萬圓ある。 債券の發行によつて約五千二百萬圓を調達せるを第一とし、 他 ひられ 南工 は中央金庫が る程度である。 債券を引受ける形式をとつて中央金庫 組合及び同聯合會よりの預り金は八百萬圓に過ぎず、 た ど 簡易保險局 きものを含むことく 經 由機關として預金部資金を預金部の融通規程 茲で商工債券による資金に (長期)、 なる。 般證券會社 中央金庫内部に の運用資金となる。 は 種 (短期、一ヶ年) ż の も おける 次いで興業銀行、 σ 取 又政府及び所屬組 があることを注 より調 しか 扱は別個に は自己の資金を自己の に從つて貸付ける Ь 達され 他 方自己資金も 行はれ、 保險會社 . る。 一意せね 合の 從つて Ŋ Ō 出 ば

短 長 期 割引债券、 自己資金を調達するため預金部、 市 中大銀行及び一般證券會社の引受によつて發行されるも 簡易保險局等に對し發行するも

經

由機關として預

命部資金を受入れるため發行するも

資金のうちこの金庫 が、 **券は貨出高激増に對應する一** あ Ď, 最近は轉業のための 昭和 十五年七月以來四 が組 合金融を目的としてゐるため各種組 共同 般金融市場との結びつきとして最近 作業場に對する中 官 こに亙り、 合計二千萬圓發行さ 小 商工 業轉換資金 合普通 事業資 ħ が た。 κ 認

K)

られ

Ь T.

O

で

債

加 金

た

眧

和十五年十二月末に於ける預金部資金の內容を見るに下の

如

が最

В 部 tc 商

多い

預 金

商工組合中央金庫にお 第2表 ける預金部資金貸付高 (單位子團)

各種組合普通事業紊金 16,890 4,307 中小商工業振興資金 中小商工業轉換資金 7,245高利债借换资金 計 28,462 合

3) 商工組合中央金庫調。

制 請されて最近は躍進的な發展を示しつゝある。 が商業組合、 商 工組 殊に昭和十四、 合中央金庫は、 工業組合等の組織を利用すること極めて多くなつた爲め、 五年以來の貸出高は目覺しい增加といはねばならぬ。 設立以來旣に四年餘を經過したるのみならず、 第三表の各事業年度末貸出殘高を見るに一 各種の經濟統制、 これらに闘する資金需要を充す事を要 年毎に凡そ二倍に増 殊に中 小工業關係の統

年三月末現在について所屬組合全部より徴したる報告によればコシ かへる發展は所屬組合の金融機關利用狀況中に於て占める地位からも窺ふことが出來る。 (国答組合數は全商工業組合に對して二一%に當る)、 中 央金庫が 昭和十五

第8	表			计出列	高		
				(單	位千個	1)	
4業年	度	4	月				
		昭	和12	3			
:	2		!	9.			
;	3		13	3			
				9			
	6			9	18,815		
•	7		15	3			
1	3			9			
	9		16	3	72,	22	
かくの如き貸出高の激増は根本的には經濟統制の進展に伴ひ商	の增大は特に急速であつたわけである(灰頁表)。	五・一%、普通銀行利用率三五・四%に比較すれば中央金庫の意義	大を知るのであるが、前年度調査に於けるその中央金庫利用率三	より得てゐる。特に工業組合における資金供給者としての地位の	組合は五四%を 商工組合中央金庫に仰ぎ、二三・四%を普通銀行	商業組合が借入金の五○%を普通銀行より得てゐるに反し、工業	
	事業 かくの如き貸出高の激増は根本的には經濟統制の進展に伴ひ年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業 かくの如き貸出高の激増は根本的には經濟統制の進展に伴ひ年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 の増大は特に急速であつたわけである(灰頁表)。	業 かくの如き貸出高の激増は根本的には經濟統制の進展に伴ひ年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 の増大は特に急速であつたわけである(次頁表)。	#	業 (本) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (本) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (本) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (本) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (本) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (本) 3 9 3 9 3 9 3 9 3 9 3 9 3 9 3 9 3 9 3	2,3,4 8,4 5,5 8,8 8,9 8,9 8,9 8,9 8,9 8,9 8,9 8,9 8,9	

商工業政策の金融部面

の影響と中央金庫の今後の動向をかなり明瞭に知ることが出來るであらう。

第五十三卷

八

第

號

八 一

商工組合中央金庫について

- 1) 2)
- 商工金融、第4卷第4號。 商工金融、第3卷第8號。

		商工	組	合中央	金	金庫	たっ っ	とて		第五十三卷 八二 第一號 八二
		ર્દ .3	4	8	7	1	5	9	0	先づ昭和十四年中の急激な貸出増加は主として工業組合の共同作業場設
	計	48.	32.	9.	0.	2.	2.	3.	100.	備費に對する資金の融通に因るものであり、その他商業組合の共同仕入資
	•	14	98	18	34	65	14	38	86	金もその一因をなしてゐる。
千圓)	一合	21,3	14,2	4,3	- 3	- 9	1,1	1,7	44,0	また昭和十五年中の増加は次の如き事情に基く。
頁單位:	且合	% 7.4	54.	31.0	_	_	1.8	5.5	100.0	一(織物、雑貨、木炭、米穀等に闘する配給統制のため商業組合より短)
(金額	易彩	41	308	172	-	-	10	29	556	期資金の需要が激増したこと
沈	質	j	3))	3	1	3	Ì	二) 所謂七・七禁令のため 織物關係の工業組合より 大口の借入申込が相
利用抗	I 合 %	37.	50.2	5.9	0.9	0.8	1.1	3.3	100.0	次いだこと
浊機關	前業組	22	.16	37	.38	2 5	.59	70	71	三 預金增勢の鈍化より普通銀行が貸付を抑制する方針をとり、組合に
つ金属	商		7,1	2 8	7 1	1	2 1	1	14,1	對する金融を容易に與へなくなつた為め、中央金庫に對して運轉資金を求
組合ℓ	合%	54.3	23.4	11.2	0.7	2 .8	3.2	4.1	100.0	めるものが急増したこと
可工業	業紅	50	79	08	96	39	4 5		58	(四) 轉業關係の共同作業場設備資金の需要が依然として相當額に上つた)
R	[]	15,9	6,8	3,3	1	8	9	1,2	29,3	
4 表		金庫	行	行	合	會	人	眀	計	これらの事情は昭和十四年六月以降の用途別貸出高を示す次表に明らか
第		中央	銀	銀	組	1		不	Ī	である。先づ昭和十三年末に僅か百萬圓程度であつた共同設備資金が十四
		工組合	通	別	用	4		他多	合	年六月末に三百萬圓、十五年三月末には一千萬圓を超えて、共同仕入資金
		面	普	特	信	聯	個	其	1	を凌ぎ、更に十五年十二月末には一千六百萬圓に達した。この融通も一部

3) 商工金融各號より作成。

~**				-	11.0	T-7014 L		Meyer !	~	. 30 /111	H -> L	н,				此	金庫
商工	年	月	;	共同部	備	共	同仕	`	共同)	灰竇	轉	1	ť	合 (其化	計 (共)	と著	庫の
組合	昭和	114 6		3,04	3		6,082		1,0	73		4,855			790	پ	自己資金
中央		9		4,32	19		7,323		8	91		5,101		18,8	314	き貸	容
金		12		8,43	37		9,216		2,8	4 7		6,649 6,304		28,6	28,687	出	金
庫に		15 3		10,26	i6		9,591		2,4	64				29,8	322	高	1
43		6	12,630			1	3,960		1,8	7 5		6,058		36,0)95	0	ļ
いて		9		14,99	0	1	8,381		3,2	14		8,457		46,9	998	浮動	b
Ç.		12		16,13	3 7	3	6,887		3,8	74	, 1	2,739		72,3	305	が	
		16 3		16,25	8	4	1,654		2,9	44		8,932		72,3	32 2	ない	部は
						1	I,	業	組	合	-					け	預
		14 6		2, 36	5		3,089		9	35		3,293		10,0	91	れど	金部
		9		3,63	3		3,300		7	75 0 .		3,42 5		11,8	321	4	資金
		12	7,570		0	4,220			1,130			3,6 65		17,720		IEI	金
•		15 3		9,19	5		4 ,378		1,259			3,128		18,	784 最 近		によ
	6			11,563			5,429					3,178		22,610		莎	少 つ
	9			13,855			6,362			1,736		5, 799		29,335		Ļ	て行
		12		14,847			10,058			1,886		. 7,037		36,023		く	は
		16 3		15,03	3 1		9,090		1,6	59		3,205		31,0)76	停順	扎
笋											•					壯	てね
五十	Ø	*	ے	+	頃	備	Ø	共	期		明	7	5	n	٢	態に	る
==	配	左占	7	六	ょ	賌	貸	共同	期資	然	ら	大	な	2	Ø	あ	が
卷	給統	める	なつ	年三	り再	金	出	仕入	金に	るに	カュ	部	V,	بر بر	爲	る	
	机制	る狀	た。	三月	び	に後	中首	資	屬	削	であ	分を	叉	ある	め共	のは	資金
八	が	態		末	激	駕	位	金	す	記	ર્કે	占	共	現	同	中	Ø
$\stackrel{\frown}{=}$	急	で	4	は	增	ž k	を占	は	る	(-)	0	\mathcal{S}	同	狀	作	小	性
	速に	ある	や中	遂に	Ļ	れ た	占め	從來	もの	(Ξ)		られ	設備	を反	業場	機械	質上
筝	進	0	央金	四	年	け	7	ょ	で	Ø		$\overline{}$	資	眏	政	Τ.	長
號	展	以	金	千	来	λι	居	b	あ	資		ゆ	金	Ļ	策	業	期
	せ る	て 最	庫總	百萬	には	Z Z	Ŋ	商 工.	b	金は		るこ	がエ	てね	に再	の整	貸付
八	事	近	貸	圓	Ξ	b	_	組	ح	何		ے	業	వే	檢	理	で
⇉	を	生	田	K	千	士	且	合	0	れ		7	組	\$	討	き	あ
	知	活必	高の	達す	六百	五年	は 共	中央	うち	\$		上表	合に	のに	が 加	資	2
	るこ	需	六	る	萬	半	一同	金	殊	大體		X L	よ	外	\mathred{m}	材減	て他
	ے	品	割	ػ	圓	ば	訤	庫	ĺζ	短		b	2	な	6	少	0

五

+

=

25

降 出 1,000 果であ 代る資金供給を示すも 者しく 沗 2,000 ż٥ 1,500 ้จึ 增加 共同 2,000 か 1,000 販 < 1,000 賣資金 ic Ò 3,000 0 如 2,000 き經 は 主 3,000 のであらう。 は決して多いとは言へ 濟界 として七・七禁令に 1.000 3,000 Ó 1,000 急變 1,450 をに際 最後に、 1,000 4.000 L 3,000 て普通 對 1,500 な はじめさしたる增 する 1,000 V ゖ 2,000 銀 前 行 礼 1,000 後處置の P. 9. なら 1,000 1,000 ば貸付を躊躇 + 2.000 ため 加を示さ 五 1,200 年半 1,500 物 ば Ť 關 な 以 ź 來 か 係 貸出 急増せ 0) 0 0 K I. た轉貸資金が 拘 業組 K 應ず //らず中 る 合 は 配給統 るととろ が 一央金庫 大 同 П じく十 捌 O ĸ 借 が O 進 特 か 入 八をな 展 殊 ٨ Ŧi. と銀 金 る 年半 融 大 L 디 hば 榊 行

以 10 ЪS

結

쥼 頉 ŧ 1萬圓 如 ま 十 で 낈 ō 上の Ŧ. 大 年十 口 みを掲ぐ) 短 甪 期 以 資金 降 を示 + の 六 貸 年 世 畄 ば

> Ŀ 先

₹ る 0 Ь 0 日 が 用 多く、 心需 믺 貸付の形 Ø 配給統 制 式 Ø 715 は

貸 付 が 퍕 通 で あ る。 又 ልነ < Ø 如 ð 急 激 κ 增 加 ナ る資 金 뽦 耍 K 對 L 7 は預金部資金、 そ半數を占め、 恃 K 各 何 種 n 組 期 限

薩摩澱粉工業組合

丹後縮緬工業組合

東京府繼維製品小賣商業組合聯合會 滋賀縣米穀小賣商業組合聯合會

和歌山縣米穀小賣商業組合聯合會 全國中等學校制服商業組合 長野縣米穀小賣商業組合聯合會

京都生絹縮緬卸商業組合 福井縣米穀卸商業租合 鳥取縣雜穀即商業組合

石川縣米穀小賣商業組合聯合會

全日本洋服商業組合聯合會

秋田縣米穀商業組合聯合會

千葉縣米穀商業組合聯合會

吉野材木商業組合聯合會

北海道雜穀澱粉商業組合聯合會

日本纖維製品小賣商業組合聯合會

る

71/2

それよりも

中央金庫

での自

已資金にて賄

ふことが多いやうである。

Ø 手 形

業資金をも 月 用ひ

×

¥

×

關

として

Ø

特色

が

發揮

たされ

た

b

愛知縣纖維製品小囊商業組合聯合會

で

b

る

北海消米穀小賣商業組合聯合會 北海道纖維製品小寶商業組合聯合會

月

北海道地區商業組合聯合會

* 印は極度契約によるもの

極度契約を利 苚 관 るも

前 關 0

述 す

合普通

8

凡

と並んで金融上の措置が必要とせられることも勿論であつ の部門に於て重點主義がとられるから、 ろ盆々甚しく、 以 Ě の如く商工組合中央金庫の最近の發展はまことに顯著なものがある。 たとひ經濟新體制 之を順次實行に移しつゝある。 確立要綱が中 中小工業に多數の轉廢業者を出すことは必然であらう。 小工 業の維持育成を謳つて Ę 中央金庫はその線に沿 ģ けれども今や中小商工業の窮狀は 國防國家建設 Ç 昭 和 + Ø 要請 五年 從つて他 秋以 あ る限 來 の施設 次 Ø 357

中小商工業者を可及的に集團的 に組合へ 吸收し、 組合を通じて融資の積極 化 を聞 る

き積極的態度を決定し、

- 許可 を得て 的轉業その他につき大口の資金を要する場合には、 十萬圓貸出した如き之であるが、 (二) を得て更に擴張し得ることゝ 積極的に貸出す。 各組合の事業が最近著しく擴張され、 例 ば昭 なった。3) 和 昭 十五年に東京府銃器製造工業組合へ三百二十萬圓、 和十六年五月からは貸付最高限度を一舉五百萬圓 最も 之に伴つて大口の資金需要が増加し 巨額な貸付として日本繊維製品小賣商業組合聯 從來の貸出最高限度たる二百萬圓を越えても關係當局 うる ある狀態に鑑み、 に擴張し、 丹後縮緬工業組合 合會に對する 必要の場合は 今後 の許 三百
- (四)(三) 長期 中央金庫から融資をうけた組合が經濟情勢の急變等に 資金の實行利率を從來の五分五厘 から五分四 厘 ĸ より 引下 げ 時的金融難に惱む如き場合には、 た。 + 五年十二 月以 降の貸出 利 率 は そ 次 0 Ø 實情 如
- 生活必需品の 配給統制 ĸ 伴 ZX 短 期資金の需要が増加 せるに鑑み、 預金部 と協 調 L て之が供給に努力する。

應じ償還方法の**變更、**

期限

の猶豫等の特別措置を講する。

Ø

貸付が最近許可を得る模様である。

(五)

I.

組合中央金庫につい

八五

第

號

八五

第五十三

商工金融、第3卷第10號等参照。 商工組合中央金庫談。 I) 2) 3) 朝日新聞、昭和16年5月4日。

定期貸付(證書) 自 己 賌 日步一•五錢 日步一·四錢 日步一•四錢 年五•五%以內 五 五% 五四% -- 三錢 五•四%見當 一四錢 實行利率

預 金 部

各種組合普通事業資金

-三-九%

を行ふ筈であり、 中小商工業振興資金 13 小商工業轉換資金

殊に今囘は政府よりも千萬圓乃至千五百萬圓の出資を增額することを申請中であるといふ。然 年 年三•九%

一五錢

か

华 -三-九%

うである。

國各府縣駐在員の制度もこの方面で漸く效果をあげつゝあるや

る金融指導に遺憾なきを期する。

十五年七月より實施された全

(六)

今後業者に對する巡囘相談を更に活潑化し、

業者に

くの如き積極的融資方針は當然に、事業の基礎と機構 を擴

至二百五十萬圓を增資して來たし、 なる。事實、從來もその活動力の發展に伴つて每年二百萬圓乃 大して十分な活動力を得るために增資問題を浮び上らせる事と 十六年には第四囘目の增資

増資を機會に所屬組合の增加を闘る。 構擴大の手段となるに止まる。 在の所屬組合の持分を讓り受けるほか途なく、從つて持分にプレミアムがつく現狀であるから、增資を以てかゝ の所屬組合が全組合數の三分の一に過ぎず、商工業組合等の巾樞的金融機關としての實を十分に舉げ難いため、 し曩にも述べたる如く出資金は貸出のための資金調達法としては殆ど意義をもたず、寧ろ事業の基礎であり、 唯增資は別に次の二つの意味をもつてゐることも見逃し得ない。 また第二には、こゝ數年來組合の新設多く、それらが出資を欲しても、 即ち第一に現在 現

る要求に應ずる。

以 上によつて商工組合中央金庫の活動の大要は明らかになつたと思ふが、 これから我々はこの金融機關

性と今後の問題とをうかゞふことが出來るであらう。

業組 て金融 組 K 貸出も大部分は 入れ 合 的 對する資金 金 萷 金融機關 合の金融 的 融 述べ 卽 的 活 畃 動 湉 他 ち 援助を與へ より 產業 動 方信用 は \hbar 的 れ る如 といつた方が當るであらう。 Ø は Ś 組 ځ 活 組 融 動 配給統制、 合 組 合 < 通多きを見よ。 して發展 正 る Ø **/**C 商工 Ø 合 0 金融 中樞 湯合に そ Ø 運 特殊金融機闘として働くわ 組 Ø して 用 通 的 合中 機關とい 活 資 b 若くは轉業施設と は 動以 金 信 ð ښ 央 金庫 な 從つて商工 と併せて 用 はあるが、 外 ふ意味が强い。 組 V の爲め ٦, 合 ĺΪ 5 商業 0 その他を 湉 今 その中 Ħ 組 にするものが多い。 ح 動 組 'n 合中 V Ø χŃ 合 相當に 5 産業組 څ. 如く統制の 點 けであり、 央金庫 *ስ* እ 之に反して商業組 樞的金融機關とい I 一業組 ら中 $I\subset$ ある限 合の各種活動 活潑であつて、 央金庫 合、 は ため 商業組 或は 貿易組· b K 轉貸資金 が受入れ 近き將 組 中 合 樞 合が 食 0 合及びそれ ふ意味が産業組合中央金庫 97 ħ 中 工 水化 業組 頻 る預 Ø 金融機關とい 工業組合及び貿易組合で 央金庫はその餘裕金を預り金とし の融通が b Ø それ 資金を供給する。 に設立され、 合及び貿易組 b 金 6 少く、 は少 5 Ø 抋 Ø 金融. ふよりも 額 組 であり、 共同設 令 それら 的 合 活 聯 Ø 卽 動 合會等 むしろ特 各 備、 Ó は今日 加 0 種近 組 O 嚈 共同 でき場 合に 能 動 殊的 が Æ 仕 對 な 中 Œ ごで受 協 す は 入 樞

力 止 Ø ďΣ る上 國 中 果 Ø に貢 産業組 Ø み言 微をな 業者も 合 75 な Ų 今日 紦 V 严 發展の 場合によつては中小 の發展を見る 寧ろ政 進行 府 ĸ Ø つれて 長期 ĸ 至 rc ņ 多く 亙る - 商業者と摩擦を起すまでになつてゐる 資 積 本主義 Ø 極 壓迫をう 的 保護 經經濟 が る₂₀ あれ 0 進 ح ば 行 ح 0 そ出 は今更論 中 K 來 あ κ つて農村 ず 0 るまで で ある Ø は Ø Ь ح 衰 ない とは 決 頺 を或 して農民 発ど が、 る程 ح 疑 ١. 7. の 度 で 自 を 容れ で食 組 的

|組合中央金庫について

五

+

 $\dot{=}$

t

第

號

-1:

とは容易で

ない。

とは言

決して商工組合中央金庫の意義は決して減少するも

めで

は

な

東畑精一、農村問題の諸相、367頁以下、高田保馬、民族と經濟。
油稿、下請制工業の國民經濟的意義(經濟論叢、第52卷第1號)。

制

る専門的

金融機闘たる商工組合中央金庫に對しては十分の國家の保護援助が與へられてよい

を置かるべきであり、 融的活動の發展せざる事情についても根本的檢討が必要であるが、 度の發展が彼等の事業維持の上に少からぬ支柱となるものとすれば、 從來に比して一層の積極化が窒まれねばならぬ。 それはそれなりに又これら組合の 國家の中小工業保護政策 たゞこの場合商業組合、 工業組合自身の ü 全體に α も力

對

點

時に 彼等が中小 行 は K 對して中 和當の働きをしてゐること、凡そ上記のところから知ることが出來る。 今日旣に經濟再編 (特に地方銀行) なく ては公債消化と生産力擴充資金の供給といふ二大使命をもつてその達成に邁進しなければならない 央金庫の如き金融機關が政府の保護をうけて積極的活動をなすことはむしろ極めて必要といはなけれ 商工業金融に力を注がないのは或る程度まで已むを得ない。 その他の金融機闘が貸付を喜ばないときにも中央金庫は之を敢へてした。 成の過程において負はされた組合の使命が重大化するにつれて、 とすれば 中小商工業者の組織する 組合 しかも經濟狀勢の激變に際 その資金的援助に中央金庫 これら金融機關 して普通銀 限 775

戰

ばならぬ

勿論この場合、現在の組合が負はされてゐる職能が單に協同組合的、相互扶助的なものでなくて、

配給統制

Ø

如

き公共的 な高金利によつて地方的金融 金庫の活動を以て將來を推し問題の全部が解決されつゝあると考へることは出來ない。 なものをも含み、 してゆくにつれ、 ために 地 方銀 行がこの それがため商業組合、 反產運動 を行つてゐた銀行が、 點につき陳情をなしたことを聞 にも似た地方金融機關との摩擦が起ることは豫想される。 工業組合の大多數が稍變質してゐるから、 中央金庫の積極的進出に伴ひ、 いて ゐ るが、 然し乍ら中小商工業政策、 組合といふ相當な顧客を失ひ 又中央金庫の活動 最近の 事實、 商工 從來地 組 が各地 合中 方的

7

對する金融施設の擴充の必要からしてかゝる摩擦も全く已むを得ないところである。